

浅川町農業委員会 農業委員 募集要項

○農業委員

1. 募集内容

- (1) 募集人数：10人（利害関係を有さない者を含む）
※過半数は、認定農業者が占めなければなりません。
- (2) 任期：令和8年7月20日 から 令和11年7月19日
- (3) 報酬：
【会長】年額243,000円
【職務代理】年額232,000円
【委員】年額225,000円
- (4) 身分：浅川町非常勤特別職職員

2. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 町の職員である者

3. 主な業務

担当地区において、農業委員会の農地利用最適化推進委員と連携し、次のような活動に従事する。

- (1) 農地法等によりその権限に属する事項
- (2) 農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- (3) 農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- (4) 農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- (5) 農地利用の最適化に関する事項
- (6) その他農業委員会が必要とする活動

4. 募集期間

令和8年1月26日（月） から 令和8年2月24日（火） 【必着】

5. 申込方法

他薦（農業団体等または農業者等（3人以上の連名）の推薦）または自薦（応募）。

- ①所定の様式により農業委員会事務局に直接持参いただくか、郵送（2月20日必着）でご提出ください。
- ②直接持参する場合、受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- ③様式は、農業委員会事務局に備え付けています。ホームページからもダウンロードできます。
- ④農地利用最適化推進委員にも同時に推薦及び応募はできますが、両委員を兼ねることはできません。

6. 選任方法及び結果通知

浅川町農業委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の審査を行い、町へ意見を報告します（必要に応じて面接を行うことがあります）。町において、同委員会の意見を参考に農業委員会候補者を決定し、町議会の同意を得た上で、農業委員を選任します。

なお、選任結果は全員に書面で通知します。

7. その他

農業委員会等に関する法律の改正に基づき、選考にあたっての透明性及び公平性を確保するため、募集期間中の中間及び募集期間終了後の2回、申込関係書類の内容（住所を除く）について、次のとおり、ホームページにて公表しますので、あらかじめご承知おきください。

- (1) 推薦をする者（個人）は、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人）は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格及びその他の当該推薦をする者の性格を明らかにする項目
- (3) 推薦を受ける者または応募者は、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者または応募者が認定農業者であるか否か
- (5) 推薦または応募の理由
- (6) 推薦を受ける者または応募者が、農地利用最適化推進委員の推薦を受けているかまたは応募しているか
- (7) 推薦を受けた者または応募者の数及びそのうちの認定農業者の数